

第1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成20年11月27日付け20 高第114号で行った、公文書不開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成20年11月17日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「長 氏の学籍簿」との内容で開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成20年11月27日付けで、条例第10条を適用し、「個人を特定した請求であり、開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報を開示することになるため。」との理由を付して、存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成21年1月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立書を提出した。
- 4 これに対して実施機関は、平成21年1月29日付けで、福島県教育委員会指令教指第1132号により、異議申立人に「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」「処分庁の教示の有無及び内容」についての補正を求め、異議申立人は平成21年2月4日付けの回答文により、その補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、対象となる公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

- (1) 現 長である 氏は、平成 年 月の 長選挙の際に、 長選挙略歴調書の学歴欄に「昭和 年3月福島県立 高校卒業」と記載し、 選挙管理委員会に届け出を行い、それに基づいて新聞でもそのような報道がされたが、福島県立 高校が発足したのは昭和 年4月1日であることから、選挙略歴調書に虚偽の記載を行い学歴を詐称した疑いがある。

そのような指摘を受けてか、平成 年の 長選挙の際に 選挙管理委員会に届け出た、 長選挙略歴調書では学歴欄に福島県立 高校の前身である「学校法人 高校」と記載し、略歴の訂正をしたとの弁明をしたが、卒業年度が記載されていないなど不明朗な点があった。

また、疑惑を晴らすため、本人が取得したとする「学校法人 高校」を卒業した旨の記載がある「卒業証明書」を異議申立人に閲覧させる機会も持たれたが、写しの交付は拒否されるなど、その真贋に疑義が残り、実際は高校を卒業していないのではないかなどの疑問を払拭することができないことから、対象となる公文書の開示を求めることにより、事実の確認を行いたい。

- (2) 対象となる公文書に記載されていると思われる「卒業年度」「氏名」「住所」「生年月日」については、長選挙略歴調書や報道により自ら公表しており、これらに絞って部分開示を行っても、本人の権利を害する可能性は全くない。

候補者の略歴は 民の投票に大きく影響するものであり、長等公職にある者の個人情報の保護は制限されるべきである。

- (3) 有権者は候補者の職務遂行能力の判断基準の一つとして学歴を確認することから、条例第7条第2号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」にあたり、対象となる公文書を開示すべきである。

- (4) 公の機関である県立高校は、長などの公人の公開情報に疑義がある場合、有権者がその真偽を確かめたいと考えた際には答える義務がある。

氏は 長に就任して以来、過去 年間学歴を詐称していたものと思料でき、このことは 民の投票権を侵害するものであり、 民の知る権利の上からも、条例第9条による裁量的開示を行うべきである。

- (5) 虚偽の記載を行った選挙略歴調書に基づいて、度々新聞が事実と異なる学歴を報道していることを 氏が黙認していることは不作為犯罪であり、公職選挙法第235条「虚偽事項の公表罪」に抵触すると考える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書等について

異議申立人が開示を求めている「学籍簿」とは、学校教育法施行細則（昭和29年12月24日 福島県教育委員会規則第7号 以下「施行細則」という。）の定めるところにより作成された「卒業証書台帳」（以下「対象公文書」という。）がこれにあたると思う。

対象公文書には、その学校を卒業した者の氏名、住所、生年月日、卒業年度に係る事項等（以下「本件存否情報」という。）の個人情報が記録されている。

対象公文書は、卒業者の求めに応じて卒業証明書を発行するための業務等に用いる文書であり、公開することを前提として作成されたものではない。

本件開示請求の対象となった県立高等学校は、昭和 年に私立学校として設立され昭和 年 月 日に「学校法人 高等学校」と改称後、昭和 年 月 日付けで県に移管され「福島県立 高等学校」となった。

その後、昭和 年4月1日に「福島県立 高等学校」と改称し、平成 年に現高等学校名となっている。

私立学校が県に移管された場合、県は移管後に私立学校時代の記録も含めて対象公

文書を作成し、保管することとなっている。

## 2 条例第7条第2号該当性

対象公文書が仮にあるとすれば、以下のとおり、条例第7条第2号本文に該当すると認められるとともに、その内容及び性質からみて条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

### (1) 同号本文該当性

異議申立人が開示を求める対象公文書には、特定個人の卒業した学校、卒業年度、氏名、生年月日、住所等、明らかに個人を識別することができる情報が記載されていることから、同号本文に該当する不開示情報である。

### (2) 同号ただし書該当性

対象公文書は、公開されることを前提に作成されたものでなく、本件存否情報の対象となる個人が公表することを了承し、また公表されることを前提に提供された情報でもないことから「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、ただし書アには該当しない。

次に、対象公文書に記載されている本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために本件存否情報を公にすることが必要であるとは認められず、ただし書イには該当しない。

最後に、対象公文書に記載されている本件存否情報は、当該個人が公務員等である場合において、その事務を遂行したことにより記録された職務の遂行に係る情報ではないことから、ただし書ウには該当しない。

## 3 条例第9条該当性

この件に関しては対象となる個人である 氏本人が、公人としてその疑問に答えるため、卒業証明書を取得し自ら公開するなどの他の方法により解決すべきであり、全く公開を予定していない対象公文書を公開することに公益的な理由があるとは言えず、このことについて判断する立場にはない。

## 4 条例第10条該当性

条例第10条は、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の規定により保護すべき利益が損なわれることがあることから、存否自体を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。

本件開示請求のように個人と学校を特定して開示請求が行われた場合は、本件対象公文書の存在を答えるだけで、本件存否情報の有無が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、本件開示請求に対しては、存否の応答を拒否して不開示決定をしたものである。

## 5 その他

異議申立人が、度々新聞が事実と異なる学歴を報道していることを 氏が黙認していることは不作為犯罪であり、公職選挙法第235条「虚偽事項の公表罪」に抵触すると主張していることについて、実施機関として判断する立場にはない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件開示請求は、特定個人（長）の学歴に係る公文書について、開示を求めたものである。

異議申立人が開示を求めている「学籍簿」とは、施行細則の定めるところにより作成された「卒業証書台帳」がこれにあたる。

本件対象公文書が仮に実施機関にあるとすれば、対象公文書には特定個人の氏名、住所、生年月日、卒業年度に係る個人情報等が記載されているものと考えられる。

## 2 本件対象公文書の存否応答拒否について

当審査会は、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性を判断するに際して、本件対象公文書の内容がまず条例第7条第2号、次いで条例第9条、そして条例第10条に該当するか否かを検討する。

### (1) 条例第7条第2号該当性について

#### ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として規定されたものであると解される。

個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために、公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件開示請求に係る対象公文書は、個人に関する情報であって、当該個人の識別性を有するものであり、同号本文に該当すると認められる。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書のいずれかに該当する場合には開示すべきものとされる。

まず、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性について検討する。

本件開示請求に係る対象公文書は、選挙に際して立候補者より選挙管理委員会に提出され、報道機関等への情報提供に利用される候補者略歴調書とは異なり、公開することを予定して作成されたものではないことから、本号ただし書アには該当しない。

次に、ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする

ことが必要であると認められる情報」の該当性について検討する。

ただし書イは、プライバシーを中心とする個人の正当な利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるとき、つまり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが公益上必要であると認められる情報については開示することとしたものであると解される。

本件開示請求にかかる対象公文書に記載された情報は、人の生命、健康等の基本的な権利利益に係るものではないことから、本号ただし書イには該当しない。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示の規定により図られる。

最後に、ただし書ウについて検討するが、公務員等の職務の遂行に係る情報は、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の事務又は事業に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人の活動に関する情報でもあるが、行政の説明責任を全うする観点から、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分については、原則開示の取扱いとするものである。

市町村長は「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」に含まれることからただし書ウの「公務員等」に該当するが、ただし書にいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいうことから、対象公文書に記録された情報は、「公務員等の職務の遂行に係る情報」にはあらず、よって本号ただし書のウには該当しない。

## (2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、不開示情報に該当し、不開示が義務付けられている情報であっても、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときは、実施機関の高度の行政的判断により、裁量的開示を行うことができることを規定したものと解されている。

条例第9条の該当性について実施機関の説明によると、対象公文書の対象となる個人は 長という公的な立場にあることから、自身の学歴等について疑義がある場合には、自らその疑義を晴らすのが道理であり、むやみに全く公開を予定していない個人に係る公文書を開示することによるべきではないことから、保護される利益に優越する公益上の理由はないと主張している。

一方、異議申立人は本件開示請求は、 長の学歴に対する疑問を確認するために行ったものであり、選挙で有権者は学歴を候補者を選択する際の重要な判断材料とすることから、 民の知る権利の上からも、条例第9条による裁量的開示を行うべきであると主張している。

そこで判断するに、異議申立人の主張するように公益上の理由による裁量的開示を行うべきとするには、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量するとともに、公益上特に公開する必要があることが明白であるにもかかわらず、これを公開しなかったことに、実施機関である県教育委員会の裁量権の濫用ないし逸脱がなければならない。

その際、特に個人に関する情報の場合には、前項(1)アで述べたとおり最大限保

護されるよう配慮が必要とされており、公益上特に公開する必要があることの程度については、対象公文書を公開することの必要性が、公開により不利益を被ることとなる個人の権利利益の保護の要請を、はるかに上回ると認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

本件情報が、選挙における住民の知る権利の重要性、長の公的地位などの観点から、公開する必要性が高いとの異議申立人の主張に理由はあるとしても、有権者は投票にあたって候補者の学歴のみではなく、候補者の掲げる政権公約や人柄、日頃の活動等から総合的に判断して投票することが可能であり、また当選した候補者はそれらの公約や身上等に疑義が生じた場合、有権者に対して説明する義務を負うことから、実施機関が対象公文書を公開しなかったことにより、民主的で公正な選挙の運営に著しく支障を来すとまでは言えないと考えられる。

このことから、実施機関の行った判断に裁量権の濫用ないし逸脱があったとまでは言えず、また、本件対象公文書の公開の必要性が、当該個人の権利利益の保護の要請をはるかに上回るとも言えないことから、対象公文書を公益上特に公開する必要があったとまで言うことはできない。

なお、条例附則（平成12年福島県条例第5号）第4項の規定により、条例の施行日（平成12年10月1日）前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については条例第9条の規定は適用されないため、対象公文書が条例施行日前に作成又は取得されたものであった場合、本条を適用し開示することはできない。

### (3) 条例第10条該当性について

最後に、条例第10条による本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

実施機関は、開示請求があったときは、通常、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示・不開示の決定をし、開示請求者に通知することとなっているが、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報の規定により保護すべき利益が損なわれることがあることから、本条は、実際に公文書が存在するか否かにかかわらず、常に存否の応答を拒否する旨の決定を行わなければならないことを規定したものと解される。

この点に関して検討するに、個人を特定した今回の公文書開示請求に対して、本件対象公文書が、特定の学校に存在するかどうか答えることにより、条例第7条第2号に規定する個人情報に答えることと同様の結果が生じる。

よって、本来、条例第7条第2号により不開示情報として保護されるべき利益が害されることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件開示請求に対して、存否を明らかにしないで、その応答を拒否したことは妥当であると認められる。

また、本条が適用されることにより、条例第8条による部分開示を行うことはできない。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が、 氏の行為が公職選挙法第235条「虚偽事項の公表罪」に抵触する等主張していることについては、当審査会において判断する立場にはない。

4 以上から、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

なお、今回の判断は事案の内容を具体的に審議し行ったものであり、今後類似の事案が生じた場合にも、画一的な判断を行うのではなく、県民の知る権利に配慮し、民主的で公正な選挙を実施することの重要性に鑑み、具体的に事案を検討し判断すべきものとする。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3月13日	・ 諮問書受付
平成21年 3月16日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成21年 4月10日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成21年 4月14日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成21年 5月 6日	・ 異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成21年 5月11日	・ 実施機関に異議申立人の不開示決定理由説明書に対する意見書の閲覧と交付の希望の有無について照会
平成21年 5月12日	・ 実施機関が異議申立人の意見書の閲覧と交付を希望
平成21年 5月14日	・ 実施機関へ異議申立人の意見書の閲覧と交付を実施
平成21年 7月 1日 (第165回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 審議
平成21年 7月22日 (第166回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成21年 8月19日 (第167回審査会)	・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成21年 9月15日 (第168回審査会)	・ 審議
平成21年10月21日 (第169回審査会)	・ 審議
平成21年11月17日 (第170回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
濱田千恵子	N P O法人理事	